

浪江町復興推進計画

令和2年1月17日
福島県浪江町

1. 計画の区域 浪江町全域

2. 計画の目標

本町は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による大津波の影響により、沿岸部では壊滅的な被害を受けた。また、福島第一原子力発電所事故の影響により、全町避難を強いられ、町民は町外での避難生活を余儀なくされた。

平成29年3月31日に一部の地域を除き、避難指示は解除されたものの、長引く避難生活から、町外での生活再建が進み、令和元年11月末現在で震災前約2万1千人の人口のうち、帰還者は1,174名に留まっている。

町内事業所についても、町民と同様に町外への移転等を余儀なくされ、主力産業であった製造業・工業系事業所は、県外で事業再開している状態であり、町内に帰還した事業所は震災前約1,000事業所に対し、約150事業所に留まっている。(令和元年11月30日現在)

本事業は、近年拡大する非住宅分野の中・大規模木造建築物に対して、付加価値の高い規格外サイズの中・大断面集成材の製造及び加工を行う計画としている。都市部をはじめ、全国各地で高層の建築物や大スパンの空間を要する大規模建築物の木造化が進行しており、新たな市場が生まれつつあるなか、こうしたニーズに対応するものである。

また、コスト競争力を持つことができる集成材の生産体制を確立するため、集成材生産の材料であるラミナ（挽き板）を対象事業者の工場内で生産できる設備を導入し、県産・国産スギの原木製材から集成材製造までの一貫生産体制を整えることが期待されている。

こうした中、本町の中核的産業を担う立地企業の工場新設に向けた投資を支援することにより、本町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目的を達成するために推進しようとする取組の内容

本町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るため、販路拡大が見込まれる木材・木製品製造業（家具を除く）に対して、立地企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本町に新規立地する「株式会社ウッドコア」(以下「対象事業者」という。)が、浪江町大字棚塩地区内において木材(集成材)製造工場を新設するために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町の製造業については、現在再開している事業者は少ないものの、木材・木製品製造業(家具を除く)は、従業員数の占有率で上位となることが見込まれる中核的産業である。

また、本事業の実施により、本町のみならず、双葉地域の製材業者や木材加工業者が活動を再開し、地場産業の再生・復興、地産地消の取り組みも将来的に期待できるものである。

したがって、本事業は本計画の目標である「本町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関
株式会社東邦銀行、あぶくま信用金庫

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金(3億円以上)を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給(法第44条の規定に基づく措置)

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本町では、平成29年3月31日に一部地域を除き避難指示が解除され、徐々にではあるが町民の帰還が進んでいる。こうした住民帰還に伴う住宅需要や公共施設や商業施設等の整備は進んでくるものと思われ、被災地域のニーズに対応できる事業者が必要になる。

こうした中、新たに木材(集成材)製造工場を整備することは、地場の製材業者や木材加工業者の活動を支援するだけでなく、木材産業の活性化に大いに寄与するものであり、また、新規の雇用創出も計画されていることから、帰還住民の雇用機会の創出に大きく期待できるものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に規定する関係地方公共団体である福島県からの意見聴取を行った。

また、浪江町、福島県、株式会社東邦銀行、あぶくま信用金庫、対象事業者を構成員とする浪江町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。